

# 訪問看護ステーションおおしま運営規定

## 「介護保険」（訪問看護・介護予防訪問看護）

### （事業の目的）

第1条 この規定は、株式会社あやべ(以下、「事業者」という。)が設置する訪問看護ステーションおおしま(以下「ステーション」という。)において訪問看護及び事務管理に関する重要事項を定め、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、利用者が有する能力を主体的に発揮し、可能な限り居宅において継続して生活できるように、健康及び日常生活の維持・回復(あるいは穏やかな人生の最終段階)をめざして、在宅医療及び、快適な在宅療養生活の支援に努めなければならない。

- 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域支援包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 ステーションは、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、質の維持、改善を図るものとする。

### （事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)又は看護補助者(看護師等との同行)によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

### （事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーションおおしま

② 所在地 ひたちなか市東大島 4 丁目12-1

(職員の職種、員数及び勤務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者:看護師若しくは保健師 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。また、看護師等の清潔の保持、健康状態の管理、設備及び備品等の衛生管理に努めるとともに、看護師等を感染から守るための使い捨て手袋等医療材料を備えること。  
管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- ② 看護職員:保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 名以上(内、常勤 1 名以上)  
リハビリテーションの情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。
- ③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:必要に応じて雇用。  
看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当し、その情報は看護職員と共有し訪問看護計画書、訪問看護報告書の作成に反映する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日:月曜日から金曜日まで ただし、祝日、夏季休暇、年末年始を除く
  - ② 営業時間:午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし訪問看護提供時間は午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。
- 2 常時 24 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡相談、必要に応じて訪問等適切な対応ができる体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書(以下「居宅サービス計画書」という。)に基づき、訪問看護の利用時間及び利用回数は定めるものとする。ただし、利用者の状態に応じて訪問看護の必要性をサービス担当者会議等で相談し対応する。ただし、介護保険の要介護者等であっても医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- ① 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪

問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。訪問看護報告書を作成して実施した内容を主治医と共有する。

- ② 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。
- ③ 利用者が選定した介護支援専門員が立案した居宅サービス

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 療養上の世話  
病状観察、身体の清潔の管理・援助、食事(栄養)指導、排泄管理・援助、ターミナルケア、精神的支援
- ② 診察の補助  
褥瘡の予防・処置、創傷処置、留置カテーテル管理、服薬管理、吸引、点滴注射、疼痛管理等医療処置
- ③ リハビリテーション
- ④ 家族等介護者支援  
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払い(別表の額)を利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。ただし、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
  - ① 訪問看護と連続して行われる死後の処置
  - ② 次条に定める通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費はその実額を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル当たり20円を請求する。

- ③ 介護保険給付のサービスとならないサービスの提供については、別途重要事項説明書及び料金表を設定して利用者から支払を受けるものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、ひたちなか市、水戸市、那珂市、東海村とする。

#### (相談・苦情対応)

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

#### (事故処理)

第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

#### (人権擁護・虐待防止)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

#### (暴力団排除)

第17条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ)であってはならない。

- 2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 18 条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 責任者の選定(責任者:綾邊ひろよ)
  - ② 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年 1 回)
  - ③ 虐待等に対する相談窓口の設置
  - ④ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- ① 採用後 3 か月以内に初任研修
  - ② 年に 1 回は業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当外利用者の契約終了の日から 5 年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費にかかる療養に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする)

附則

この規定は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。